

# 令和8年度豊かな漁場環境推進事業のうち 海域特性に応じた赤潮・貧酸素水塊、栄養塩類対策推進事業に係る応募要領

## 1 総則

令和8年度豊かな漁場環境推進事業のうち海域特性に応じた赤潮・貧酸素水塊、栄養塩類対策推進事業（以下「委託事業」という。）に係る公募の実施については、この要領に定める。

## 2 事業実施の目的及び概要

### (1) 目的

水産業を持続的なものとしていくためには、漁場に有害な環境要因を適切に把握し、海域の特性を踏まえた効果的な対策を講じることで、漁場や水産資源の回復等を図り、豊かな海を実現していくことが必要である。

そこで、本事業においては、海域ごとの赤潮・貧酸素水塊や栄養塩類不足による漁業被害への対策技術の開発・実証・高度化として、赤潮・貧酸素水塊について、近年の発生状況も踏まえた予察、被害軽減等の技術の開発・実証・高度化を行うとともに、栄養塩類等の水質環境について、水産資源との関係やそれに及ぼす影響の解明等を行い、海域ごとの特性に応じた栄養塩類管理方策の検討・策定・提供を行う。

### (2) 概要（本年度に実施すべき概要を記載する）

本事業は、次により実施するものとする。

#### ①赤潮等による漁業被害への対策技術の開発・実証・高度化

1) 有害赤潮プランクトンの出現動態監視及び予察技術開発並びに赤潮の発生段階に応じた一連の対策（行動計画）の検討・策定

ア.瀬戸内海東部海域

イ.瀬戸内海西部・豊後水道・土佐湾海域

ウ.伊勢湾・三河湾・英虞湾海域

エ.日本海西部海域※1

オ.九州北部海域

カ.有明海・八代海海域※2

※1 赤潮プランクトンの広域的な輸送・分布に関する調査・研究及びモニタリング・予察技術の開発を含む。

※2 貧酸素水塊による漁業被害への対策技術の開発・実証・高度化を含む。

2) 赤潮の被害軽減手法の開発

ア.魚毒性診断技術の開発

イ.生け簀の魚介類を守る技術の開発・実証

3) 有害赤潮プランクトンのモニタリング技術の開発・実証及び普及並びにデータ利

## 活用の促進

- ア. 有害赤潮プランクトンの画像情報に基づくモニタリング技術の開発
- イ. 赤潮等関連情報の提供及び利活用の促進
- ウ. モニタリング技術の普及

## ②栄養塩類不足による漁業被害への対策技術の開発・実証・高度化

### 【瀬戸内海】

- 1) 栄養塩類等の水質環境が沿岸海域の漁業生産に及ぼす影響の解明
  - ア. 栄養塩類等の水質環境が二枚貝等の餌となる微細藻類等に及ぼす影響の解明
  - イ. 栄養塩類等の水質環境が二枚貝等の生産量に及ぼす影響の解明
  - ウ. 栄養塩類等の水質環境が藻場の生物生産力等に及ぼす影響の解明
- 2) 栄養塩類等の水質環境が小型魚類の生産量に及ぼす影響の解明
  - ア. 栄養塩類等の水質環境が小型魚類の餌料環境に及ぼす影響の解明
  - イ. 水質環境及び餌料環境と小型魚類生産量との因果関係の解明
- 3) 栄養塩類管理方策の検討

栄養塩類管理方針についての検討委員会を実施する。検討委員会では、燧灘を含む海域を対象に、栄養塩類管理モデルを構築して下水処理場の季節別管理運転等による漁業への効果について検討を行い、栄養塩類管理方策と合わせてとりまとめる。

### 【東京湾】

- 1) 栄養塩類等の水質環境の変化が閉鎖性内湾のベントス等の低次生態系に及ぼす影響の解明
- 2) 閉鎖性内湾の栄養塩類等の水質環境が二枚貝類や海藻の生産に及ぼす影響の評価手法の開発
- 3) 栄養塩類管理方策の検討

湾内で循環する栄養塩類について、外海からの流入と陸起源の量を定量的に比較するための栄養塩類管理モデルを構築して、栄養塩類管理方策についての検討委員会を実施する。検討委員会では、外海からの流入等による影響について検討を行い、栄養塩類管理方策と合わせてとりまとめる。

### 【伊勢・三河湾】

- 1) 栄養塩類等の水質環境の変化が閉鎖性内湾の動・植物プランクトン等の低次生態系に及ぼす影響の解明
  - 2) 閉鎖性内湾の栄養塩類環境が二枚貝類や海藻の生産に及ぼす影響のモニタリング等の評価手法の開発
  - 3) 栄養塩類管理方策の検討
- 湾内で循環する栄養塩類について、外海からの流入と陸起源の量を定量的に比較するための栄養塩類管理モデルを構築して、栄養塩類管理方針についての検討委員

会を実施する。検討委員会では、外海からの流入による影響や下水処理場の季節別管理運転等による漁業への効果について検討を行い、栄養塩類管理方策と合わせてとりまとめる。

#### 【栄養塩類供給技術の開発・実証・高度化】

上記3海域での活用を念頭に置いた、藻類養殖等の生産性の向上に資する栄養塩類の効果的な供給手法の開発・実証・高度化

#### ③事業検討会の開催等

本事業の実施に当たっては、上記①及び②のそれぞれの項目について海洋環境分野（項目ごとに該当する赤潮・貧酸素水塊、栄養塩類）に精通した有識者を2名以上含めた事業検討会を2回以上開催することとする。なお、有識者からは事業の効率的・効果的な実施に当たり、助言・意見を求めるものとする。

### 3 予算額（委託費の限度額）

予算額（委託限度額）は、115,801,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。

### 4 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」を有していること（地方公共団体は除く）。
- (4) 水産庁物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 複数団体による提案も可とする。複数団体による提案とは、複数の団体が共同して行う提案（以下「共同提案」という。）及び複数の団体が本委託事業の受託のために組織した任意団体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当するもの）が行う提案（以下「グループ提案」という。）とする。共同提案及びグループ提案を行う場合は、水産庁との連絡調整等を行うため、代表機関を選定すること。また、共同提案を行う全ての団体及びグループ提案を行う団体を構成する全ての団体が参加資格(1)から(4)に記載する全ての要件に適合している必要があり、当該共同提案及びグループ提案を行う複数団体を構成する団体（以下「構成員」という。）は、本入札において他の複数団体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

なお、グループ提案を行う団体は、本委託事業を実施すること等について、構成する

全ての団体の同意を得た規約書若しくは構成する全ての団体が交わした協定書若しくは構成する全ての団体間での契約締結書等を予め作成する必要がある。

## 5 契約期間

委託契約締結日から令和9年3月16日

## 6 参加表明書に関する事項

### (1) 参加表明書の提出

委託事業の公募に参加を希望する者は、令和8年度豊かな漁場環境推進事業のうち海域特性に応じた赤潮・貧酸素水塊、栄養塩類対策推進事業公募参加表明書（別紙様式第1号）を「17 問い合わせ先」に提出すること。郵送等により提出する場合は次の期間内必着とする。

なお、共同提案の場合は、構成する全ての者の連名により提出すること。

- (2) 公募期間：令和8年1月21日から令和8年2月20日までの20日間
- (3) 受付曜日：月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）
- (4) 受付時間：10：00～12：00及び13：30～16：30

## 7 応募に係る説明会の開催

### (1) 本事業に関する説明会を次のとおり開催する。

日時：令和8年2月10日（火） 13：30～14：30

場所：水産庁増殖推進部第2会議室（農林水産省別館8階、ドア番号別813）

- (2) 説明会に出席を希望する者は、令和8年度豊かな漁場環境推進事業のうち海域特性に応じた赤潮・貧酸素水塊、栄養塩類対策推進事業に関する説明会出席届（別紙様式第2号）を令和8年2月9日までに「17 問い合わせ先」へ提出すること。
- (3) 説明会への出席は「4 応募資格」に示す資格は要しない。

## 8 応募する提案書の内容

- (1) 6(1)の参加表明書を提出した者は、令和8年度豊かな漁場環境推進事業のうち海域特性に応じた赤潮・貧酸素水塊、栄養塩類対策推進事業提案書（別紙様式第3号）により、提案するものとする。提案書には、「2 事業実施の目的及び概要」を踏まえつつ、次の項目及び内容を提案するものとする。

### ① 事業の遂行体制

委託事業全体の調査・分析の構成、調査を担当する者の人数、役割分担並びに経理処理能力（共同提案の場合は、構成する団体ごとの役割分担及び経理区分を明確にすること。）に関する実施体制。

### ② 実施スケジュール

調査項目ごとに記載すること。

- (3) 再委託の予定（再委託とは、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることをいう。ただし、事務的業務（印刷・製本、翻訳、会場設営及び運送・保管に類する業務）であって、再委託する金額が、委託費の限度額の 50%以下であり、かつ、100万円以下である場合を除く。）
  - ・予定している再委託先の、氏名又は名称・住所（再委託をする相手方が未定の場合は、その相手方を選定する方法）、再委託を行う業務範囲、再委託の必要性及び契約予定金額。
- (2) 経費内訳書（積算内訳）（別紙様式第4号）  
委託事業を実施するために必要な経費のすべての額（消費税等の一切の経費を含む。）を記載した内訳書  
人件費の算定については、別添1「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従うこと。
- (3) 購入予定物品（別紙様式第5号）
- (4) リース予定物品（別紙様式第6号）

## 9 その他の提出書類

- (1) 令和7・8・9年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- (2) 提出者の概要（会社概要等）がわかる資料

※グループ提案の場合は、構成する全ての団体の同意を得た規約書若しくは構成する全ての団体が交わした協定書若しくは構成する全ての団体間での契約締結書等を併せて提出すること

- (3) 同種又は類似の業務の実績（様式任意）
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業）、次世代育成支援対策法に基づく認定（プラチナくるみん認定企業、くるみん認定企業、トライくるみん認定企業）及び青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定）を受けている者である場合は、基準適合認定通知書等の写しなど認定状況がわかる資料  
(なお、基準に適合し、認定されている者であることを企画書に記載しておくこと。)

## 10 提案書等の提出期限等

- (1) 提出期限：令和8年3月2日（月）15時まで
- (2) 提案書等の提出方法、提出場所及び契約条項等に関する問い合わせ先

### 【提出方法】

（別添3）の「電子メールを利用した書類の提出方法」のとおり。

電子メール以外で提出する場合は、PDFファイルを電子媒体（CD-R又はDVD-Rと

し、ウイルス対策を施すこと。)に格納し、当該電子媒体に契約件名及び事業者名を表示(ケースは不可)の上、提出すること。

なお、郵便・信書便で提出する場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

【提出場所及び契約条項等に関する問い合わせ先】

「17 問い合わせ先」とする。

(3) 提出に当たっての注意事項等

- ① 提案書作成に当たり参考資料として、申し出があれば以下の資料を「17 問い合わせ先」で閲覧(貸与)できるものとする。(なお、貸与した資料は、「(1)提出期限」までに返却すること。)  
閲覧(貸与)資料:関連する過年度の事業報告書等の資料
- ② 参加表明書の提出があっても、提出期限までに提案書を提出しなかった場合は失格とする。郵送等による提出は提出期限までに水産庁増殖推進部漁場資源課漁場保全調整班に到着しなかった場合は無効とする。  
※郵便・信書便による送付の場合は、書留郵便等、配達の記録が残る方法で送付し提出期限(期限日必着)厳守のこと。
- ③ 提出された書類はその事由のいかんにかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返却も行わない。
- ④ 虚偽の記載をした提案書等は無効とする。
- ⑤ 提出された提案書等は、非公開とし、提出者に無断で使用しない。
- ⑥ 競争参加資格を有しない者が提出した書類は、無効とする。
- ⑦ 提案書等に使用する言語は日本語とする。
- ⑧ 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ⑨ 「暴力団排除に関する誓約事項」(別添2)について、提案書提出前に確認しなければならず、提案書の提出をもってこれに同意したものとする。

## 11 契約保証金

会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金額は、契約金額の100分の10とする。ただし、予算決算及び会計令第100条の3第3号の規定により免除する場合がある。

## 12 委託費の支払方法

精算払とする。ただし、予算決算及び会計令第58条ただし書きに規定する協議が調った場合においては、受託者からの請求により、必要があると認められる金額については概算払をすることができる。

## 13 成果品

海域ごとの赤潮・貧酸素水塊や栄養塩類不足による漁業被害への対策技術の開発・実証・高度化について、報告書に取りまとめ、「17 問い合わせ先」へ提出すること。

#### 1.4 成果品（著作権等）の帰属等

- (1) この委託事業に係る研究の成果に関する次の各号に掲げる権利等（以下「特許権等」という。）は、水産庁長官が承継するものとする。
- ① 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
  - ② 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
  - ③ 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
  - ④ 回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は回路配置利用権
  - ⑤ 品種登録を受ける地位又は育成者権
  - ⑥ 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）
  - ⑦ 外国における前各号に掲げる権利に相当する権利
- (2) (1)にかかわらず、特許権等（著作権にあってはプログラムの著作物及びデータベースの著作物に限る。以下「特定特許権等」という。）については、水産庁長官は、その特定特許権等を受託者から承継しないことができるものとする。ただし、受託者が、次の各号に掲げる事項について、履行していないと水産庁長官が認める場合には、受託者は、当該特定特許権等を無償で水産庁長官に譲り渡すものとする。
- ① この委託事業に係る研究成果が得られた場合には、受託者は、遅滞なく、水産庁長官にその旨を報告すること。
  - ② 水産庁長官が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、受託者は、無償で当該特定特許権等を利用する権利を水産庁長官に許諾すること。
  - ③ 当該特定特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特定特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、水産庁長官が当該特定特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、受託者は、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- (3) 詳細な手続き等については、委託契約締結時の委託契約書のとおりとする。

#### 1.5 実績報告書

事業が終了した場合は、実績報告書（様式は別途指示）を提出すること。

#### 1.6 その他（必要に応じて追加すべきことを記入する。）

入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」

（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策  
推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

#### 17 問い合わせ先

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1  
水産庁増殖推進部漁場資源課漁場保全調整班（農林水産省別館8階 ドアNo.別802）  
電話 03-3502-8111（内線6808）

別紙様式第1号

番 号  
年 月 日

水産庁増殖推進部漁場資源課長 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

※共同提案の場合は連名

令和8年度豊かな漁場環境推進事業のうち海域特性に応じた赤潮・貧酸素水塊、  
栄養塩類対策推進事業参加表明書

令和8年度豊かな漁場環境推進事業のうち海域特性に応じた赤潮・貧酸素水塊、栄養塩類対策推進事業の公募に関する提案へ参加します。なお、別添のとおり資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出します。

(担当者)  
所属/部署  
氏名  
電話  
e-mail

(複数団体による提案の場合は、代表機関の担当を記載すること)

別紙様式第2号

番 号  
年 月 日

水産庁増殖推進部漁場資源課長 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

**※共同提案の場合は連名**

**令和8年度豊かな漁場環境推進事業のうち海域特性に応じた赤潮・貧酸素水塊、  
栄養塩類対策推進事業に関する説明会出席届**

令和8年度豊かな漁場環境推進事業のうち海域特性に応じた赤潮・貧酸素水塊、栄養塩類対策推進事業の事業に関する説明会への出席を希望します。

(担当者)  
所属/部署  
氏名  
電話  
e-mail

(複数団体による提案の場合は、代表機関の担当を記載すること)

別紙様式第3号

番 号  
年 月 日

水産庁増殖推進部漁場資源課長 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

**※共同提案の場合は連名**

令和8年度豊かな漁場環境推進事業のうち海域特性に応じた赤潮・貧酸素水塊、  
栄養塩類対策推進事業提案書の提出について

令和8年度豊かな漁場環境推進事業のうち海域特性に応じた赤潮・貧酸素水塊、栄養塩類  
対策推進事業の委託業務を受注したいので、別添のとおり提案書を提出します。

(担当者)  
所属/部署  
氏名  
電話  
e-mail

(複数団体による提案の場合は、代表機関の担当を記載すること)

1. 事業の遂行体制

2. 実施スケジュール

3. 再委託の予定

4. その他必要と認める事項

(注) 内容は追加的に照会する必要がないよう、具体的かつ簡潔に記載すること。

別紙様式第4号

「令和8年度豊かな漁場環境推進事業のうち海域特性に応じた赤潮・貧酸素水塊、  
栄養塩類対策推進事業」経費内訳書(積算内訳)

区分	予算額	備考	
人件費	○○○円		
調査費	○○○円	旅費	○○○円
		△費	○○○円
		○費	○○○円
		□費	○○○円
		再委託費	○○○円
合 計	○○○○円		

- (注)1 備考欄には、各区分の欄の経費について算出基礎を記入し、必要に応じ説明を付すること。
- 2 複数団体による提案の場合は、その構成する者ごとに積算内訳を作成する。  
ただし、グループ提案の場合は、積算内訳に構成する団体の内訳を付すことでも可とする。
- 3 必要に応じて備考欄に説明を付すこと。
- 4 本委託事業における委託経費のうち人件費の算定方法は、別添1の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」により算出することとなるので、作成の際の参考とすること。

別紙様式第5号

「令和8年度豊かな漁場環境推進事業のうち海域特性に応じた赤潮・貧酸素水塊、

栄養塩類対策推進事業」購入予定物品一覧

物品名	単価	員数	使用目的	耐用年数

(注)

本事業においては、「パソコン」、「デジタルカメラ」、「ビデオ」等の家庭汎用品の原則購入不可（リース及びレンタルは可）とする。その他の物品もリース及びレンタルを基本とする。

複数団体による提案の場合は、構成する団体ごとに作成すること。

別紙様式第 6 号

「令和 8 年度豊かな漁場環境推進事業のうち海域特性に応じた赤潮・貧酸素水塊、

栄養塩類対策推進事業」リース予定物品一覧

品目	規格	数量	耐用年数	本年度リース予定額(円)	使用目的	予定するリース契約の内容					備考
						使用部署	リース契約の種類	契約期間	リース期間の算定根拠(理由)	リース契約の総額	

(注) 物品のリース契約をする場合に記入。

なお、リース契約期間は、原則、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた期間(法定耐用年数)又はそれ以上とすること。

## （参考）委託費により購入する物品について

委託事業を実施する上で必要なもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るものうち取得価格が50,000円以上の物品（以下「取得物品」という。）の取扱いについては、以下によるものとする。

### （1）取得物品についての善管義務

支出負担行為担当官は、契約の相手方に対して、取得物品の管理について善良なる管理者の注意義務を課し、（2）から（6）までにより取得物品の管理状況（使用状況、損傷等、同種の事業の中止等）を適切に報告させること。

### （2）取得物品の標示及び管理簿への登録等

支出負担行為担当官は、契約の相手方に対して、取得物品に委託事業により取得したものである旨の標示（注）をさせるとともに、委託事業ごとに管理簿（注）に登録させ、委託事業実績報告書に管理簿（写し）を併せて提出させること。

（注）物品標示票例及び物品管理簿例は、別紙1委託契約書例の別記様式2及び別記様式3として定めている。

### （3）取得物品引渡しの指示

支出負担行為担当官は、委託事業終了後、取得物品についてその利用価値その他について関係の物品管理官と協議し、その引渡しの要否を決定し、引渡しを要するものとした場合は、次の各号の事項とともに、引渡期日、引渡場所等必要な事項を定めた引渡し指示書（様式第1号）（注）により契約の相手方に指示すること。

ただし、契約の相手方が事情により引渡延長申請書（様式第2号）にて引渡期限の延長を支出負担行為担当官に申請してきた場合においては、その事情に応じてその期限を延長することができるものとする。

なお、その延長の期間は6か月を超えない範囲内とすること。

また、支出負担行為担当官は、引渡延長申請書を引渡し指示書とともに契約の相手方に送付するものとする。

- ① 契約の相手方は、支出負担行為担当官から取得物品の引渡しに関する指示を受けた場合においては、その指示に従わなければならないこと。
- ② 取得物品の引渡しに要する費用は、委託契約に別段の定めをしない限り、支出負担行為担当官の負担とすること。

（注）引渡し指示書は、委託事業終了時だけでなく、継続使用の際に契約の相手方が提出する使用状況報告書、継続使用終了（中止）実績報告書を審査した場合にも使用する。

### （4）取得物品の引渡しを要しないものとすることができる場合

前項にかかわらず委託事業終了後、契約の相手方の報告に基づき支出負担行為担当官の判断において取得物品の引渡しを要しないものとすることのできる場合は、次の各号の場合とする。取得物品の引渡しを要しないものとした場合においても、支出負担行為担当官はその旨を引渡不要通知書（様式第3号）（注）により契約の相手方に通知し、その処分の方針を指示するとともに、取得物品の引渡しを要しないものと判断した事情等必要な事項を書面で明確にしておかなければならぬ。

- ① 委託事業終了後取得物品について全く残存価値のないものと判断した場合、残存価値の低いものと判断した場合、又は残存価値はあっても引渡し費用をかけてまで引渡しを求めることが適当でないと判断した場合

なお、研究開発期間が5年以上である委託事業において、研究実施計画に基

づき初年度又は2年度目に取得し、以後研究開発期間を通じて使用する試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡であって、取得価格が100,000円未満のものについて、上記に該当することが明らかである場合には、あらかじめ、引渡しを要しないものとすることができる。

② 委託事業終了後に天災地変その他これに準ずる事故の生じた場合において、

契約の相手方の取得物品の引渡しが著しく困難であると判断した場合

(注) 引渡不要通知書は、委託事業終了時だけでなく、継続使用の際に契約の相手方が提出する使用不能報告書、継続使用終了（中止）実績報告書を審査した場合にも使用する。

（5）物品管理官との協議の時期

（3）における物品管理官との協議の時期は、原則として委託契約締結期間終了の時期とする。ただし、委託事業の実態上、同一の相手方により数年間、当該委託事業が継続して行われることとされている場合にあっては、当該委託事業の最終年度の契約締結期間終了の時期とする。

なお、契約の相手方が取得物品を引き続き同種の事業で使用したい旨の申し出をした場合にあっては、当該同種の事業の終了の時期に取得物品の引渡しの要否を決定するものとする。この場合においては、支出負担行為担当官は、継続使用に係る実績報告書を継続使用終了時に徴するものとする。

（6）継続使用の事務手続

支出負担行為担当官は、（5）のなお書きにより契約の相手方から引き続き同種の事業で使用したい旨を継続使用申出書（注）により申出があった場合には、事業目的、事業内容を審査し、同種の事業であり、かつ、継続使用の必要性があると認められるときは、次の①から④までの条件を付した継続使用承認書（様式第4号）により、認められないときは様式第1号の引渡し指示書により通知するものとする。

① 契約の相手方は、年度末における取得物品の使用状況を使用状況報告書（様式第4号の様式1）により4月30日までに支出負担行為担当官に報告すること。

② 契約の相手方は、継続使用中に取得物品が損傷等により使用できなくなった場合には、使用不能報告書（様式第4号の様式2）（注）により速やかに支出負担行為担当官に報告すること。

③ 契約の相手方は、同種の事業を中止又は終了しようとする場合には、継続使用終了（中止）実績報告書（様式第4号の様式3）により直ちに支出負担行為担当官に報告すること。

④ 契約の相手方は、支出負担行為担当官からの引渡不要の通知を受け、売払処分等により収益を得た場合は、収益納付報告書（様式第4号の様式4）（注）により直ちに支出負担行為担当官に報告すること。

なお、支出負担行為担当官は、契約の相手方から上記の条件に従い報告があった場合には、次のとおり対応する。

⑤ ①により使用状況の報告を受け使用頻度が低く継続使用の必要性が認められない場合は、様式第1号の引渡し指示書により引渡しの指示をする。

⑥ ②により使用不能の報告を受け引渡しを要しないと認められる場合は、様式第3号の引渡不要通知書により引渡しが不要であることを通知する。

⑦ ③により同種の事業の中止又は終了の報告を受けた場合は、物品管理官と協議し取得物品の引渡しの要否を決定し引渡しを要すると認められるときは様式第1号の引渡し指示書により、引渡不要と認められるときは様式第3号の引渡不

要通知書により通知する。

- (8) ④により収益納付の報告を受けた場合は、別紙1委託契約書例の別記様式6収益納付指示書に準じ契約の相手方に収益金相当額の納付を指示するとともに、歳入徴収官にその旨通知する。

(注) 継続使用申出書は、委託事業終了時に提出するものなので、別紙1委託契約書例の別記様式4として定めている。

また、使用不能報告書及び収益納付報告書は、委託事業期間中に支出負担行為担当官に提出することがあるため、別紙1委託契約書例の別記様式1及び別記様式5として定めている。

(7) 管理簿（写し）の取りまとめ管理

支出負担行為担当官は、委託事業終了後に委託事業実績報告書と併せて提出される管理簿（写し）を取りまとめて管理し、物品の引渡し、引渡不要、同種の事業への継続使用等の取得物品の異動を管理簿（写し）の備考欄に記載し、適正に把握しておかなければならない。

(8) 無償貸付の事務手続

委託事業終了後、契約の相手方が引き続き取得物品を使用したい場合には、上記（6）の継続使用のほかに、無償貸付による方法がある。

契約の相手方は、農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（平成19年農林水産省令第58号）第2条各号のいずれかに該当する場合には、支出負担行為担当官に連絡し国の物品として引き渡した後に、農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する事務取扱規則（平成19年農林水産省訓令第16号）、農林水産省本省に属する一般会計の物品の無償貸付及び譲与に関する事務取扱細則（平成19年6月28日付け19経第540号大臣官房経理課長通知）等に定める手続を行い、無償貸付を受けることができる。

なお、国の物品として無償貸付するため、貸付物品は物品管理官が管理する。

(様式第1号)

## 引渡指示書

番号  
年月日

(受託者)

住所  
氏名 殿

支出負担行為担当官  
水産庁長官

令和 年 月 日付け委託事業実績報告書（使用状況報告書又は継続使用終了（中止）実績報告書）により報告のあった取得物品の引渡しについて、下記により指示します。

### 記

#### 1 引渡しを要する物品

品目	規格	数量	購入年月日	耐用年数	購入実績		備考
					単価	金額	

#### 2 引渡期日

令和 年 月 日

#### 3 引渡場所

（記載例）受託者が設置している場所（○○県○○市○○番地）で引渡しを受けます。

なお、引渡しに要する費用は、当方が負担します。

#### 4 その他

- （1）当方から引渡しに関する指示を受けた場合には、その指示に従ってください。
- （2）上記2の引渡期日に引渡しができない場合には、その理由を別添引渡延長申請書により申請してください。ただし、延長の期間は、6か月を超えることができません。
- （3）（記載例）① 継続使用申出書を審査したところ、当方が委託した委託事業と事業目的が相違し同種の事業とは認められないことから、取得物品の引渡しを指示するものです。  
② 使用状況報告書を審査したところ、使用頻度が低く継続使用の必要性が認められないことから、取得物品の引渡しを指示するものです。

（注）1 引渡指示書を送付する際に様式第2号の引渡延長申請書を併せて添付する。

2 上記4(3)①は継続使用申出書を審査し継続使用を認めない場合に記載し、上記4(3)②は使用状況報告書を審査し継続使用を認めない場合に記載する。

(様式第2号)

引渡延長申請書

番号  
年月日

支出負担行為担当官  
水産庁長官 殿

(受託者)

住所  
氏名

令和 年 月 日付け〇第〇〇号の引渡指示書により指示のあった取得物品について、  
下記の理由により直ちに引き渡すことが難しいため引渡しの延長を申請します。

記

1 引渡しの延長を要する物品

品目	規格	数量	購入年月日	耐用年数	購入実績		備考
					単価	金額	

2 延長理由

(記載例)

〇〇災害が発生し緊急に対応しなければならず、引渡しの準備ができないため。

3 延長後の引渡期日

(記載例) 令和 年 月 日

引渡指示書により通知のあった引渡期日から〇か月要するため延長しています。

(注) 延長する期間は6か月を超えることができない。

(様式第3号)

## 引渡不要通知書

番号  
年月日

(受託者)

住所 氏名 殿

支出負担行為担当官  
水産庁長官

令和 年 月 日付け委託事業実績報告書(使用不能報告書又は継続使用終了(中止)実績報告書)により報告のあった取得物品は、下記の理由により引渡しを要しない旨、通知します。

記

### 1 引渡しを要しない物品

品目	規格	数量	購入年月日	耐用年数	購入実績		備考
					単価	金額	

### 2 引渡しを要しない理由

(記載例) 報告のあった取得物品は、令和 年 月 日に購入し、既に耐用年数を経過しており、引渡しに要する費用が上回るため

### 3 処分の方針

(記載例) ① 引渡しに要する費用が取得物品の時価を上回ることから、当方への引渡しを要しないものとし、廃棄、売払い等の処分を依頼します。

また、売払処分等により収益を得た場合は、その旨当方に連絡しその額を国庫に納付してください。

② 使用不能報告書を審査し、使用不能であり取得物品の価値はないものと認められることから、当方への引渡しを要しないものとし、廃棄、売払い等の処分を依頼します。

また、売払処分等により収益を得た場合は、その旨当方に連絡しその額を国庫に納付してください。

#### 4 引渡しを要しない理由の根拠

- (記載例) ① (1) 取得物品の時価 円  
耐用年数に応じた簿価を記載  
(2) 引渡しに要する費用 円  
取得物品が設置されている場所までの交通費を記載  
引渡しに要する費用は、交通費だけではないが、交通費だけで時価を上回るため、他の費用の計算省略  
② 取得物品の時価は使用不能により、ないものと認められるため

- (注) 1 上記3及び4の①は委託事業が終了したときの記載例であり、上記3及び4の②は継続使用中に契約の相手方から使用不能報告書が提出されたときの記載例である  
2 この通知に引渡しを要しない理由の根拠(上記4)を整理することにより、本通知の5.(4)で明確にしなければならないこととされている「取得物品の引渡しを要しないものと判断した事情等必要な事項を書面」で整理したこととする。

(様式第4号)

継続使用承認書

番号  
年月日

(受託者)

住所  
氏名 殿

支出負担行為担当官  
水産庁長官

令和 年 月 日付け〇第〇〇号により継続使用の申出のあった取得物品について、下記により継続使用を承認します。

記

1 継続使用を承認する物品

品目	規格	数量	購入年月日	耐用年数	購入実績		備考
					単価	金額	

2 継続使用の条件

継続使用の条件として、次に掲げる条件を遵守してください。

- (1) 毎年度末における取得物品の使用状況を別添使用状況報告書(様式1)により4月30日までに報告してください。
- (2) 継続使用中に取得物品が損傷等により使用できなくなった場合は、別添使用不能報告書(様式2)により速やかに報告してください。
- (3) 同種の事業を中止又は終了しようとする場合は、別添継続使用終了(中止)実績報告書(様式3)により直ちに報告してください。
- (4) 引渡不要の通知を受け売扱処分等により収益を得た場合は、別添収益納付報告書(様式4)により直ちに報告してください。

(注) 継続使用承認書を送付する際に、様式1から様式4までを併せて添付する。

(様式第4号の様式1)

使 用 状 況 報 告 書

番 号  
年 月 日

支出負担行為担当官  
水産庁長官 殿

(受託者)

住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け〇第〇〇号で継続使用の承認のあった取得物品について、下記のとおり使用状況を報告します。

記

1 継続使用している物品

品 目	規 格	数 量	購入年月日	耐用年数	購 入 実 績		備 考
					単 価	金 額	

2 使用状況

(記載例) 継続使用している物品は、研究のため・・・・に場所を移転し、毎週1回は・・・・  
のため使用しています。

なお、参考までに物品の現状を撮影した写真を添付します。

(様式第4号の様式2)

使 用 不 能 報 告 書

番 号  
年 月 日

支出負担行為担当官  
水産庁長官 殿

(受託者)

住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け〇第〇〇号で継続使用の承認のあった取得物品について、下記の理由により使用できなくなった旨を報告します。

記

1 使用できなくなった物品

品 目	規 格	数 量	購 入 年 月 日	耐 用 年 数	購 入 実 績		備 考
					単 價	金 額	

2 使用できなくなった理由

(記載例) 継続使用している物品は、善良な管理者の注意をもって管理していたが、・・・  
により故障し、製造会社に修理を依頼したところ別添のとおり修理不能との回答がありました。当該物品は、令和 年 月 日に購入し耐用年数も経過していることから、製造会社では部品の製造をしていないとのことです。

(様式第4号の様式3)

継続使用終了（中止）実績報告書

番 号  
年 月 日

支出負担行為担当官  
水産庁長官 殿

(受託者)

住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け〇第〇〇号で継続使用の承認のあった取得物品に係る同種の事業を終了（中止）しましたので、その実績を報告します。

記

1 継続使用している物品

品 目	規 格	数 量	購入年月日	耐用年数	購 入 実 績		備 考
					単 価	金 額	

2 事業の実施状況

- (1) 調査項目及び調査対象
- (2) 事業実施期間
- (3) 事業の成果（又はその概略）

3 継続使用している物品の使用状況

（記載例）継続使用している物品は、毎週1回は・・・・・のため使用していました。なお、参考までに物品の現状を撮影した写真を添付します。

4 同種の事業を中止する理由

（記載例）〇〇災害により研究機器が多数毀損し、同種の事業を継続することができなくなったため

（注）1 この実績報告書をもって、同種の事業の最終年度に報告する使用状況報告書に代

えることができる。

- 2 同種の事業を中止する場合には、2の事業の実施状況は中止するまでの間における実施状況を、3の継続使用している物品の使用状況は中止するまでの間における使用状況を、4の同種の事業を中止する理由をそれぞれ記載する。

(様式第4号の様式4)

収益納付報告書

番号  
年月日

支出負担行為担当官  
水産庁長官 殿

(受託者)

住所  
氏名

令和 年 月 日付け〇第〇〇号の引渡不要通知書を受け、取得物品を売払処分等したところ、収益を得たことを報告します。  
なお、収益額は、指示により国庫に納付します。

記

1 収益を得た物品

品目	規格	数量	購入年月日	耐用年数	購入実績		備考
					単価	金額	

2 売払処分等年月日

令和 年 月 日

3 売払処分等年月日

円

4 売払処分等の種別

売払い又は賃貸借